

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この条例は、今日の地方分権と自治の進展を踏まえて、町民と共に歩む議会としての、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることによつて、町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、与那原町にふさわしい豊かなまちづくりに力を尽くすことを目的とする。

## 第2章 議会と議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、民主主義を基本とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性・透明性・信頼性を重視し、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が議員、町長、町民等がまちづくり等の自由な討論の場であることを認識し、その実現のために、議会運営について協議調整し、その役割を果たさなければならない。

3 議長は、町民の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

4 議長は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を宣告するよう努めるものとする。

### (議員活動の原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるとともに、町民の意見を的確に把握し、町民の選良にふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事業だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。